

史跡 宮畠遺跡
環境整備事業報告書

2016年3月

福島市教育委員会

史跡 宮畑遺跡 環境整備事業報告書

2016年3月

福島市教育委員会



図版1 宮畠遺跡俯瞰写真



図版2 上空から見たじょーもびあ宮畠



図版3 基本設計でのイメージパース（南側区域）



図版4 基本設計でのイメージパース（北側区域）



図版5 1号掘立柱建物（縄文時代晩期）



図版6 1号掘立柱建物跡の発掘調査



図版7 復元した掘立柱建物（縄文時代晚期）



図版8 2号掘立柱建物



図版9 5号掘立柱建物



図版10 10号掘立柱建物



図版11 復元した竪穴住居（縄文時代中期）



図版12 発掘調査で見つかった竪穴住居



図版13 復元した幼児の墓（縄文時代晚期）



図版14 発掘調査で見つかった幼児の墓



図版15 復元した敷石住居（縄文時代後期）



図版16 発掘調査で見つかった敷石住居跡



図版17 露出展示棟（外観）



図版18 露出展示の様子（縄文時代後期）



図版19 遺物の出土状況①



図版20 遺物の出土状況②



図版21 湿地、木橋



図版22 縄文の森、高木植栽



図版23 低木植栽



図版24 芝生の広場



図版25 園路



図版26 四阿、水飲み場



図版27 水飲み場、屋外卓



図版28 ポールライト



図版29 園路灯



図版30 スピーカー

(国土交通省)



図版31 休憩棟



図版32 炊事棟



図版33 北側公園区域



図版34 子供用遊具

(国土交通省)



図版35 体験学習施設外観（公園側）



図版36 体験学習施設外観（道路側）

(国土交通省)



図版37 エントランスホール

(文化庁)



図版38 床下剥ぎ取り

(国土交通省)



図版39 縄文工房



図版40 ホール



図版41 土層断面



図版42 タイムスリップロード

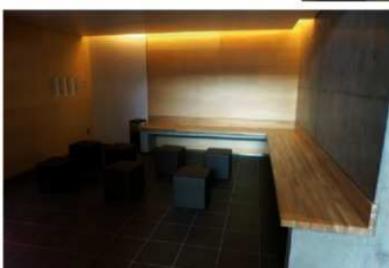
(国土交通省)



図版43 図書コーナー



図版44 映像コーナー



図版45 休憩コーナー



図版46 展望デッキ

(国土交通省、市単独)



図版47 展示室（縄文人の四季）



図版48 展示室（直径90cmの柱から見える縄文社会）

(国土交通省、市単独)



図版49 展示室（縄文人のおくりといのり）



図版50 展示室（縄文時代の人と地域のつながり）

序

本市岡島に所在します宮畠遺跡は、福島工業団地第6期造成工事に伴う平成9年度の発掘調査により、直径90cmの柱を用いた縄文時代晚期の掘立柱建物や縄文時代中期の竪穴住居が発見され、当時の社会を考える上で貴重な遺跡であると考えられました。

平成10年度から13年度にかけ、文化庁をはじめ指導委員会のご指導をいただきながら、縄文時代の集落の範囲と内容の確認を目的に確認調査を進めた結果、縄文時代中期、後期、晚期の3時期の集落跡が存在し、2,000年間にわたり生活の場として使用されていたことが判明しました。中期の集落では47.82%もの家が焼かれており、後期の集落では敷石住居が広がり、晚期の集落では掘立柱建物が広場を開んで環状に配置され、その周辺には幼児の墓が発見されるなど、各時期の集落の様相を解明する上で、全国的にも大変貴重な縄文集落であることが判明し、平成15年8月27日に史跡に指定されました。

その後、平成16年の基本構想において、史跡を後世に確実に伝えるとともに、郷土の歴史・文化・伝統の情報発信の核、そしてまちづくり、生きる力の育成の場とする保存・活用の理念を取りまとめ、平成17年度の基本設計、平成18年度から実施設計の取りまとめを進めました。平成19年度に文部科学省補助事業により、史跡内の環境整備工事に着手し、平成22年度より国土交通省社会資本整備総合交付金を活用し、史跡内的一部と史跡区域外の整備工事を進めてまいりました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による除染工事の実施、工事の入札不調等により、スケジュールの変更を余儀なくされました。が、平成25年10月6日に公園部分を開放、続いて平成26年6月9日に公園北側の休憩棟、炊事棟の供用を開始し、平成27年6月29日に体験学習施設が竣工したことより、平成27年8月8日に全面開園を迎えることとなりました。

本報告書は、平成9年の確認調査から開園にいたるまでの、経過や整備事業概要をまとめたものであります。本報告書が、今後行われる史跡整備や、文化財の保護・啓発事業に活用していただければ幸いです。

最後に、確認調査からじょもびあ宮畠の全面開園、さらには本報告書の刊行にあたり、ご指導とご協力をいただきました関係各位に衷心より謝意を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

平成28年3月

福島市教育委員会
教育長 本間 稔

例　　言

- 1 本報告書は、福島市が平成18年度から平成27年度までの10カ年にわたり実施した宮畠遺跡環境整備事業に際し、文化庁補助事業「歴史活き活き！史跡等総合活用支援推進事業」（～平成26年度までは「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」）を活用した整備報告書であるとともに、平成9年度から平成16年度までに実施した発掘調査の成果をもとに史跡宮畠遺跡の歴史・文化財について紹介した包括的な報告書である。
- 2 史跡宮畠遺跡の整備にあたっては、上記文化庁補助の他、国土交通省「社会資本整備総合交付金事業」も活用している（宮畠遺跡史跡公園整備事業）。本報告書の性質上、史跡宮畠遺跡整備全般に関する報告を行う必要があることから、「社会資本整備総合交付金事業」を活用して整備した部分についても記載している。
- 3 宮畠遺跡環境整備事業は、文化庁文化財部記念物課、福島県教育庁文化財課、宮畠遺跡整備指導委員会の指導・助言のもと、福島市教育委員会が実施し、同文化課宮畠遺跡整備室が担当した。10カ年の事業実施期間中の体制は以下のとおりである。

福島市教育委員会

教　育　長：佐藤晃暢（H15～19）　佐藤俊市郎（H20～25）　本間　稔（H26～）
教　育　部　長：鈴木信也（H15）　山岸正行（H16～18）　八巻　明（H19～20）　渡部富夫（H21～23）
　　　　　野地正栄（H24～25）　菊地威史（H26～27）
教育部次長：半沢憲一（H15～16）　油井直次郎（H17～19）　鈴木健司（H20～21）
　　　　　渡部雄二（H22～24）　斎藤房一（H25～26）　熊坂俊則（H27～）
文化課　長：柴田俊彰（H15）　古住　修（H16～18）　高橋正美（H19～21）　渡部重治（H22～23）
　　　　　長沢誠一（H24～26）　斎藤義弘（H27～）
埋蔵文化財：佐藤雅志（H15～19）　横山久一（H20～21）　斎藤義弘（H22～26）　大渡健一（H27～）
係　　長
埋蔵文化財係：斎藤義弘（H15～21）　小峰正浩（H15～16）　小沢健也（H15～17）
　　　　　山田和弘（H17～20）　佐藤秀一郎（H18～20）　鈴木政弘（H21）
　　　　　新井達哉（H21～）　斎藤聰司（H22）　菅家理恵子（H22～25）
　　　　　木村秀敏（H23～24）　丹治仁志（H25～）　細川華織（H26～）

- 4 本事業における整備事業については、文化庁補助事業を活用した宮畠遺跡環境整備事業と国土交通省交付金を活用した宮畠遺跡史跡公園整備事業に分けて施工した。
- 5 本書に掲載した図面は、既報告書及び実施設計書からも転載している。写真については、福島市教育委員会が撮影したものほか、各施工・委託業者の撮影によるものも使用した。
- 6 本報告書の執筆・編集は下記のとおりである。

第1～3章	大渡健一
第4～6章	新井達哉
第7・8章	斎藤義弘・新井達哉

目 次

卷頭カラー

序

例 言

目 次

1. 遺跡の位置と環境	1
(1) 地理的環境	1
(2) 歴史的環境	1
2. 遺跡の発見と保存の経過	4
(1) 遺跡の発見	4
(2) 保存に至る経過	5
3. 整備事業に至る経過	9
(1) 指定に至る経過	9
(2) 指定内容	9
(3) 遺跡の概要	10
(4) 整備事業に至る経過	10
(5) 用地の公有化の経過	11
4. 整備計画作成の組織及び委員会の経過	12
(1) 調査指導委員会及び整備指導委員会	12
5. 整備事業計画	14
(1) 整備基本構想	14
(2) 整備基本設計	17
6. 整備事業の概要	24
(1) 全体概要	24
(2) 整備事業費	28
7. 公園整備	30
(1) 南側区域（文化庁）	30
(2) 植栽工事（文化庁）	32
(3) 南側駐車場（国土交通省）	35
(4) 環境復元・多目的活用地区（国土交通省）	36
(5) 休憩棟、炊事棟（国土交通省）	39
(6) 施設案内看板（国土交通省）	40
8. 繩文時代の景観復元	44
(1) 挖立柱建物（文化庁）	44
(2) 壓穴式住居（文化庁）	60
(3) 敷石住居（文化庁）	65
(4) 墓葬群（文化庁）	65
(5) 露出展示（文化庁）	69
9. 体験学習施設	77
(1) 体験学習施設建築工事（国土交通省）	77
(2) 展示（国土交通省、市単独）	82
10. 活用事業	101
(1) 市民との協働による事業	101
(2) 教育活用事業	102
(3) ボランティアの育成	102

卷頭カラー

- 写真図版1 宮畠道路沿線写真
写真図版2 上空から見たじょーもびあ宮畠
写真図版3 基本設計でのイメージバース
(南側区域)
写真図版4 基本設計でのイメージバース
(北側区域)
写真図版5 1号掘立柱建物（縄文時代晚期）
写真図版6 1号掘立柱建物跡の発掘調査
写真図版7 復元した掘立柱建物（縄文時代晚期）
写真図版8 2号掘立柱建物
写真図版9 5号掘立柱建物
写真図版10 10号掘立柱建物
写真図版11 復元した堅穴住居（縄文時代中期）
写真図版12 発掘調査で見つかった堅穴住居
写真図版13 復元した幼児の墓（縄文時代晚期）
写真図版14 発掘調査で見つかった幼児の墓
写真図版15 復元した敷石住居（縄文時代後期）
写真図版16 発掘調査で見つかった敷石住居跡
写真図版17 露出展示棟（外観）
写真図版18 露出展示の様子（縄文時代後期）
写真図版19 遺物の出土状況①
写真図版20 遺物の出土状況②
写真図版21 湿地、木橋
写真図版22 縄文の森、高木植栽
写真図版23 低木植栽
写真図版24 芝生の広場
写真図版25 園路
写真図版26 四阿、水飲み場
写真図版27 水飲み場、屋外卓
写真図版28 ポールライト
写真図版29 園路灯
写真図版30 スピーカー
写真図版31 休憩棟
写真図版32 炊事棟
写真図版33 北舞公園区域
写真図版34 子供用遊具
写真図版35 体験学習施設外観（公園側）
写真図版36 体験学習施設外観（道路側）
写真図版37 エントランスホール
写真図版38 床下剥ぎ取り
写真図版39 縄文工房
写真図版40 ホール
写真図版41 土層断面
写真図版42 タイムスリップロード
写真図版43 図書コーナー
写真図版44 映像コーナー
写真図版45 休憩コーナー
写真図版46 展望デッキ
写真図版47 展示室（縄文人の四季）
写真図版48 展示室（直径90cmの柱から見える縄文社会）
写真図版49 展示室（縄文人のおりといのり）
写真図版50 展示室（縄文時代の人と地域のつながり）

図 版 目 次

第1図 宮烟道路の位置及び周辺の道路	2	第29図 49号堅穴住居設計図②	63
第2図 宮烟道路範囲	4	第30図 49号堅穴住居の復元状況	64
第3図 トレンチ配置図	7	第31図 敷石住居、幼児の墓設計図①	66
第4図 公有化概略図	11	第32図 幼児の墓設計図②	67
第5図 基本構想模式図	15	第33図 敷石住居、埋甕(幼児の墓)の復元状況	68
第6図 整備区域ゾーニング	16	第34図 露出展示設計図	72
第7図 基本設計全体計画	18	第35図 露出展示パネル	75
第8図 基本設計造構展示計画	19	第36図 露出展示整備状況①	75
第9図 基本設計ガイダンス施設平面図・立面図	20	第37図 露出展示整備状況②	76
第10図 ガイダンス施設コンセプト	21	第38図 体験学習施設平面図・立面図	78
第11図 全体平面図	33	第39図 体験学習施設展示	84
第12図 南側植栽平面図	34	第40図 繩文の四季コーナー	86
第13図 南側駐車場平面図	36	第41図 展示平面図・常設展示	87
第14図 環境復元・多目的活用地区平面図	37	第42図 直径90cmの柱から見える縩文社会①	89
第15図 休憩棧・炊事棧平面図・立面図	41	第43図 直径90cmの柱から見える縩文社会②	91
第16図 施設案内看板①	42	第44図 縩文人のおくりといのり①	93
第17図 施設案内看板②	43	第45図 縩文人のおくりといのり②	94
第18図 1号掘立柱建物設計図①	47	第46図 縩文人のおくりといのり③、縩文時代の人と 地域のつながり①	95
第19図 1号掘立柱建物設計図②	48	第47図 縩文時代の人と地域のつながり②	97
第20図 1号掘立柱建物の復元状況	49	第48図 縩文時代の人と地域のつながり③	98
第21図 2号掘立柱建物設計図①	51	第49図 縩文時代の人と地域のつながり④	99
第22図 2号掘立柱建物設計図②	52	第50図 ボランティア組織図①	103
第23図 5号掘立柱建物設計図①	55	第51図 ボランティア組織図②	103
第24図 10号掘立柱建物設計図①	56	第52図 ボランティア組織図③	105
第25図 5号・10号掘立柱建物設計図②	57	第53図 活用事業①	106
第26図 5号・10号掘立柱建物設計図③	58	第54図 活用事業②	107
第27図 2号・5号・10号掘立柱建物復元状況	59		
第28図 49号堅穴住居設計図①	62		

表 目 次

第1表 周辺の道路	3	第8表 1号掘立柱建物支給部材表	46
第2表 宮烟道路史跡公園土地公有化用地取得一覧	11	第9表 2号掘立柱建物支給部材表	50
第3表 実施設計一覧	23	第10表 5号掘立柱建物支給部材表	53
第4表 宮烟道路整備事業一覧	26	第11表 10号掘立柱建物支給部材表	54
第5表 整備事業費内訳表	29	第12表 49号堅穴住居支給部材表	61
第6表 植栽一覧表	35	第13表 露出展示整備にかかる経過	69
第7表 掘立柱建物一覧表	44	第14表 体験学習施設 施設一覧	79

第1章 遺跡の位置と環境

(1) 地理的環境

宮畠遺跡は、福島盆地床北東端部に位置し、概ね東経 $140^{\circ}31'10''$ 北緯 $37^{\circ}47'20''$ 福島市岡島字宮田地内に所在する。遺跡北東の天神平山古墳群北側は保原町との境になっている。

本遺跡の西側を流れる阿武隈川は、渓谷部を構成しながら盆地床に流れ込み、西側から東流する荒川・須川などの堆積に押され盆地床の東側丘陵沿いを北上し、河川沿いに氾濫原を形成している。表1の天神平遺跡（6）には、1689（元禄2）年に松尾芭蕉が阿武隈川を渡ったとされる月の輪の渡し跡があり、阿武隈川は現在より東側の本遺跡の西側を流れしており、阿武隈川旧河床の凹地が見られる。東部山麓沿いには阿武隈川の氾濫により形成された下位砂礫段丘が発達し、本遺跡はこの下位砂礫段丘上に立地している。また、本遺跡の西端には比高差約3mの段丘崖がみられ、段丘崖西側の低地部には胡桃川が北流している。

本遺跡東側は阿武隈山地の西縁に位置する低い山地が分布し、火山性堆積物が発達しており、洪積世の中後期に堆積したといわれる礫・砂・泥・泥炭を挟む堆積物の未固結堆積物が覆っている。

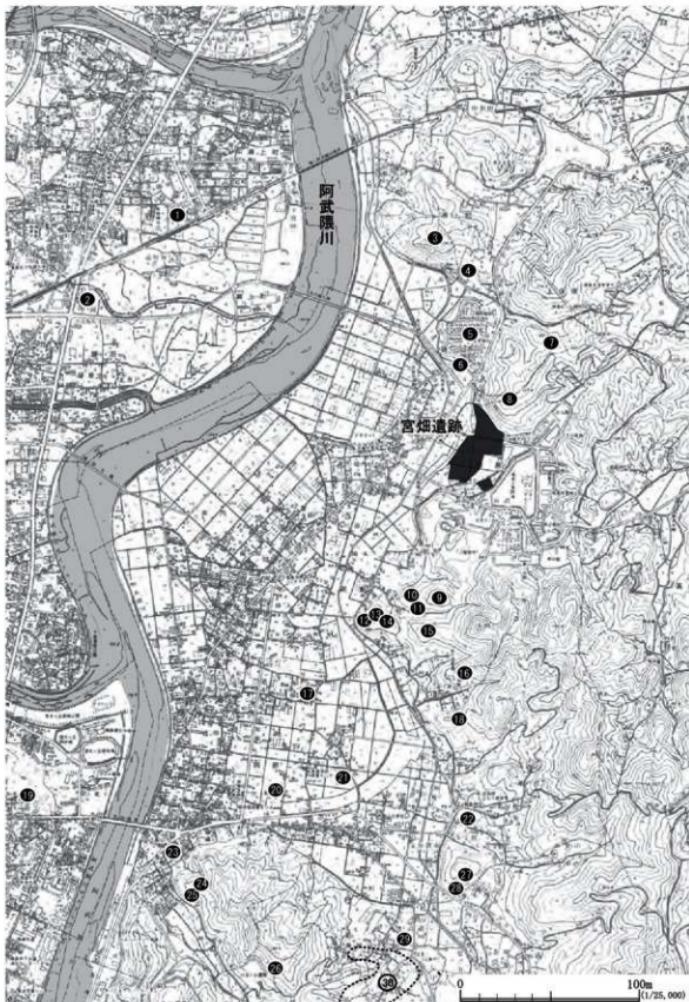
(2) 歴史的環境

本遺跡の位置する東部地区には、原始・古代～中・近世に至るまでの歴史を証する貴重な遺跡が数多く分布している。周辺の遺跡分布を見てみると、東側丘陵上には、古墳時代後期の古墳群が多く分布する特色がある。遺跡北側に位置する月ノ輪山1号墳（5）は、昭和63年に圃地造成に伴い調査が行われ、長軸11m30cmの石室を作り、7世紀前半の円墳であることが確認されている。頭椎大刀の出土から、被葬者は軍事力を備え、中央政権との結びつきをもった有力首長とされている。また、本遺跡北東側丘陵上には天神平山古墳群（7）及び天神平古墳群（8）が存在し、太陽光発電設備建設に伴う発掘調査により、平成25年に円墳10基と箱式石棺1基が確認されている。天神平山5号墳、天神平5号墳及び6号墳より鉄製品が出土し、うち6号墳出土の鉄製品は直刀であった。出土遺物の特徴から7世紀以降とされている。

本遺跡南方丘陵部には、源氏山古墳群（10）・上ノ平古墳群（9）・岡本館古墳群（12）・高松古墳（15）・御春新田古墳群（16）などが存在し、源氏山古墳群では金銅製唐草文のある刀装具が発見されている。上ノ平古墳群は平成8年度に調査を実施し、鉄刀・馬具・耳環などが出土した。

本遺跡内に所在した甲塚古墳は、昭和27年の調査により切石の胴張り石室で、玄室内から金環と刀子、石室外から直刀・槍・馬具の一部が出土している。

また、遺跡南南西丘陵には、古墳群以外にも源氏山遺跡（11）・館遺跡（14）など縄文時代～鎌倉時代と推定される複合遺跡も存在し、源氏山旧社地からは鏡面に胎藏界中台八葉院の毛彫御正体のある藤原鏡が発見されている。現在では福島工業団地の一部となり消失しているが、腰浜魔寺に瓦



第1図 宮畠遺跡の位置及び周辺の遺跡

を供給していた宮沢窯跡は本遺跡南東の丘陵に存在した。昭和38年に5基の瓦窯跡の発掘調査が実施され7世紀の蓮華文鏡瓦・重弧文字瓦の一群とされる瓦を焼成していたことが確認されている。

下位砂礫段丘面には、集落跡と推定されている遺跡が分布しており、北側から月ノ輪山丘陵下に绳文時代晚期ごろと推定される天神平遺跡（6）が、阿武隈川旧河床部には奈良・平安時代と推定される川面遺跡（17）、前田遺跡（20）が分布するとともに、平成5年度に調査が行われ平安時代～中・近世にかけての遺構・遺物が発見された倉ノ前遺跡（21）が分布する。

中世になると古墳群が分布する丘陵に岡本館跡（高松城）（13）・文知摺城跡（18）が築かれている。

遺跡名	組査番号	所在地	立地	種別	時代
宮窓跡	225	岡島字宮田・宮窓	下位段丘	集落	縄文・平安
1 南西古墳群	120	岡上町青柳	下位段丘	墓跡	弥生
2 下田遺跡	125	難田字下田	下位段丘	散布地	奈良・平安
3 寺山古墳群	219	岡上町寺子山	山腹	古墳群	古墳
4 通田山古墳群	220	岡上町字通田山	山麓・山腹	古墳群	古墳
5 月の輪山古墳群	221	難田字月輪山	山頂	古墳	古墳
6 天神平遺跡	222	難田字天神平	下位段丘	散布地	縄文（晚期）
7 天神平山古墳群	222	岡島字天神	山腹	古墳群	古墳
8 天神平古墳群	224	岡島字天神山	山腹	古墳群	古墳
9 上ノ古古墳群	231	岡島字上ノ平	山麓・山頂	古墳群	古墳
10 濑氏山古墳群	230	岡島字瀬氏山	山腹	古墳群	古墳
11 濑氏山遺跡	232	岡島字瀬氏山	山腹	集落跡	縄文／奈良・平安
12 岡本古墳群	234	岡島字岡本	山頂	古墳群	古墳
13 岡本館跡	235	岡島字岡本館	山頂	城館	中世
14 猪倉跡	235	岡島字猪倉	山腹	集落跡	縄文／奈良・平安／鎌倉
15 高松古墳	236	岡島字高松	山腹	古墳群	古墳
16 御春新田古墳群	238	山口字御春新田	山腹	古墳群	古墳
17 田畠古跡	239	岡島字田畠	下位段丘	集落	平安
18 文知摺城跡	241	山口字文知摺	山頂	城館	中世
19 五丁道跡	1088	通郷四・矢倉下	下位段丘	集落	奈良・平安
20 前田差跡	242	岡島字前田	下位段丘	散布地	奈良・平安
21 谷ノ音遺跡	243	岡島字谷ノ内	下位段丘	集落	平安
22 文知摺遺跡	244	山口字文知摺	山腹	集落	縄文／奈良・平安
23 上条古墳群	191	岡島字上条	下位段丘	古墳群	古墳
24 日向山古墳群	250	岡島字日向山	山頂	古墳群	古墳
25 日向古墳群	251	岡島字日向	山腹	古墳群	古墳
26 新田古墳群	256	山口字新田	山麓・山腹	古墳群	古墳
27 高森古墳群	246	山口字高森	山腹	古墳群	古墳
28 高森差跡	247	山口字高森	山腹	散布地	奈良・平安／鎌倉
29 新町差跡	254	岡島字新町	下位段丘	城館	中世
30 串道跡	261	山口字松保・山向	平地	散布地	平安時代

表1 周辺の遺跡

第2章 遺跡の発見と保存の経過

(1) 遺跡の発見

地元東部地区では昭和30年代頃より耕作地から縄文土器が採取できることから、遺跡の存在が知られていた。

その後、昭和59年に実施された分布調査により、遺跡として福島市埋蔵文化財包蔵地台帳に登録された。当初の宮畠遺跡は、図2の破線で囲まれた狭小な範囲であった。しかし、福島工業団地造成範囲が、宮畠遺跡の東端と推定されていた地域に隣接しており、また造成予定地内から遺物が表面採取されたことにより、遺跡範囲が広がることも予想されたため、福島地方土地開発公社との協議により開発地内全域について試掘調査を実施することになった。その調査成果により、遺跡の範囲が図2の実線で囲まれた範囲となった。



第2図 宮畠遺跡範囲

(2) 保存に至る経過

平成5年8月24日に、福島地方土地開発公社福島市担当理事より、福島工業団地第6期工事にかかる遺跡協議申請が福島市教育委員会教育庁宛てに提出され、平成6年5月～12月にかけて工業団地予定地54,000m²を対象に試掘調査を実施した。

試掘調査の結果、工業団地予定地全城が縄文時代・古墳時代・平安時代・近世の複合遺跡であることが判明し、出土遺物は150箱（サンボックス#32）を数えた。この試掘調査結果を受けて、市文化課と福島地方土地開発公社で福島工業団地造成にかかる宮畠遺跡の保存協議を実施し、工場建設及び市道拡幅・調整池建設により、遺跡が保存できない箇所を対象に平成7～9年度に発掘調査を実施することで合意した。

平成7・8年度には、今回史跡に指定された区域外に位置する工場建設予定地を対象に発掘調査を実施し、平安時代及び近世の遺構を調査後、縄文時代の遺構は存在しないことを確認して調査を終了した。

平成9年度には、市道天神平・宮畠線拡幅部及び調整池建設予定地を対象に発掘調査を実施した。今回の国史跡指定範囲外に位置する調整池建設予定地では、平安時代の集落が存在するものの、縄文時代の遺構は希薄であることが確認された。これに対し、国史跡指定範囲を東西に分断する市道天神平・宮畠線拡幅部では、焼失住居を含む縄文時代中期後葉の堅穴住居、縄文時代後期～晩期の堅穴住居、縄文時代後期～晩期の埋甕、縄文時代後期の敷石住居、縄文時代晩期の掘立柱建物跡など多数の遺構とともに、900箱（サンボックス#32）を数える遺物が出土し、市道天神平・宮畠線を挟んだ東西の区域に、縄文時代中期から晩期の集落が存在することが明らかとなった。発掘調査は平成9年12月24日に終了し、平成10年1月より福島工業団地造成工事を本格的に開始した。

しかし、平成10年1～2月にかけて、縄文時代晩期の大型柱穴発見の報道がされるとともに、文化庁及び県文化課より、縄文時代の集落構成が解明できる可能性がある重要な遺跡であるとの指摘を受け、本市としても遺跡内容を確認する必要があるとの判断に達した。それを受け、平成10年2月9日には福島工業団地第6期工事の中止を決定し、平成10年2～3月にかけて文化庁及び県文化課と宮畠遺跡の取扱いについて数度にわたる協議を実施した。

文化庁・県文化課との協議の結果、宮畠遺跡の取扱いについては、平成10年度以降、専門家の指導を受けながら検討することとし、宮畠遺跡の範囲及び内容の確認のため、平成10年度に宮畠遺跡調査指導委員会を設置するとともに、同委員会の指導により確認調査を実施することを決定した。また、工事を中断した福島工業団地造成工事は、文化庁と協議の上、工事中断により生じた危険個所復旧のために必要な最低限の工事を実施し、その他の工事については、宮畠遺跡の内容が確認できるまでは再開しない方針を平成10年3月に決定した。

平成10年4月1日には、市総務部内に府内の連絡調整を図る宮畠遺跡調査対策室を設置するとともに、同年5月1日には市教育委員会で宮畠遺跡調査指導委員会を設置した。同年6月3日に開催した第1回宮畠遺跡調査指導委員会での確認調査についての指導を受け、同年8月から確認調査を

開始した。

確認調査の経過は上記のとおりであるが、平成12年度までの調査により、環状に配列された掘立柱建物群の外側に、同時期の埋甕群がブロックを形成して伴うことが明らかとなり、平成12年11月開催の宮畠遺跡調査指導委員会では、全国にも例がない縄文時代晚期の集落であることが指摘された。

さらに、平成13年2月開催の宮畠遺跡調査指導委員会では、縄文時代中期から晚期の集落は全国的に重要なものであり、国史跡に値するとの評価を受けるとともに、国史跡指定へ向けた行政的な手続きを進める必要性が指摘されたことから、中断していた福島工業団地造成工事の中止が正式に決定した。

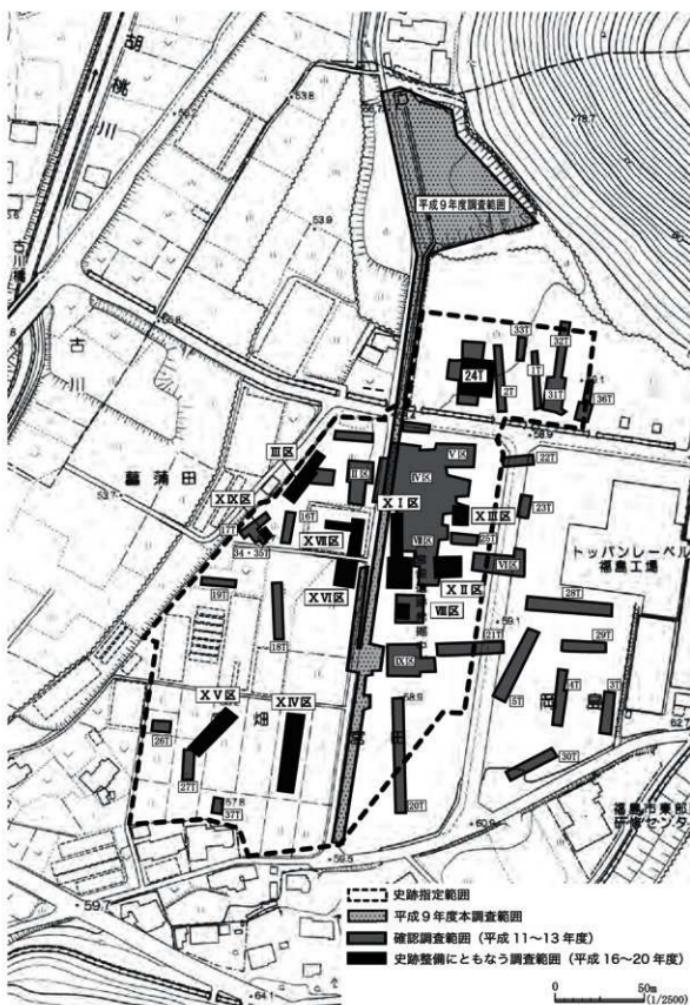
平成10年度～13年度の発掘調査について

平成10年度 長雨の影響により、当初計画していた遺跡範囲の確認はできなかったが、宮畠遺跡の範囲が、西側の段丘崖まで広がること、東側は8～12Tを含めた広範囲に及び、8・11Tに縄文時代晚期の集落が存在することを確認した。

平成11年度 平成10年度の調査を受け、縄文時代の集落跡が確認された8・11・14・15T（Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ区と改称）を拡張するとともに、市道天神平・宮畠線の県道部（Ⅰ区）で調査を実施した。また、遺跡の西端及び南東端確認のため19T、3～5Tを設定した。調査の結果、縄文時代晚期の柱穴群がⅠ区からⅣ区にかけて半円形に並ぶこと、柱穴群の北側に同時期の埋甕群が存在することが明らかになるとともに、柱穴群は縄文時代晚期の掘立柱建物の掘り形であることを確認した。確認調査範囲の南東区域については、調査成果から、遺跡範囲が3～5Tまで広がらないことを確認した。

平成12年度 平成11年度の確認調査を受け、Ⅰ～Ⅶ区で確認された縄文時代晚期の集落範囲とその構造、遺跡南側の縄文時代集落の内容、北側及び南西側の遺跡範囲の確認を目的に調査を実施した。縄文時代晚期集落の範囲と構造確認のため、Ⅳ区を南に拡張してⅧ区を設定したが、Ⅷ区南端で掘立柱建物群とその外側で埋甕群を確認し、掘立柱建物跡が内径約45mを測る環状に巡ることが明らかになった。遺跡南半部に設定したⅨ区及びⅩ区では、縄文時代晚期の遺構密度が薄く、縄文時代中期及び後期の遺構密度が高いことを確認した。また、Ⅸ区の南に設定した20T中央付近で遺跡の南端を確認し、Ⅳ・Ⅷ区と22・23Tで縄文時代の遺構・遺物が確認されないことから、Ⅳ・Ⅷ区と22・23Tの間に縄文時代の遺跡範囲境界が存在することが確認された。北及び南西側の遺跡範囲については、24・26・27Tで河川跡及び遺物包含層を検出したが、遺跡範囲を確認することはできなかった。

平成13年度 平成12年度までの確認調査で、遺跡の東・西及び縄文時代晚期集落の範囲と構造が確認されたため、北側及び南西側の遺跡の範囲確認と、平成12年度に一部調査を実施した縄文時代中期の焼失住居の調査を実施した。その結果、24・31Tに縄文時代の河川跡が存在し、その河川跡が縄文時代の遺跡境界であることが確認された。遺跡南西側については、平成12年度に26・27Tで確



第3図 トレンチ配置図

認された遺物包含層が、遺物の包含量は少ないものの37Tでも確認されたことから、南西側の遺跡範囲は37Tから26・27Tまで広がることを確認し、調査を終了した。

なお、確認調査は、福島市教育委員会文化課・公益財団法人福島市振興公社が担当し、福島県教育委員会の協力を得て、平成10年度は市一般財源、平成11～15年度は国庫補助事業の適用を受け、現地調査及び資料整理・報告書作成業務を実施した。

平成16年度以降の発掘調査について

史跡整備計画策定にあたり、遺構の分布状況及び地形環境を確認することを目的として、平成16年度から平成20年度までの5カ年にわたり発掘調査を実施した。各年度に発掘調査報告書が刊行されているため詳述は避け、各年度の調査概要についてのみ記述する。

平成16年度 XI区～XIII区の調査「史跡整備発掘調査報告書1」

縄文時代晩期の掘立柱建物及び埋甕の詳細な分布状況を把握するとともに、掘立柱建物復元のため、その性格を確定することを目的に調査した。その結果、掘立柱建物と埋甕との相関関係を把握することができた。

平成17年度 XI区・XIV区の調査「史跡整備発掘調査報告2」

XI区については、平成16年度調査区をさらに北側へ拡張し、縄文時代晩期の掘立柱建物群の分布確認を行った。XIV区については、平成16年度の土地公有化を受け、縄文時代後期の集落範囲の確認及び遺物包含層の様相を確認するため設定した。調査の結果、縄文時代晩期の広場的空間や、縄文時代後期前葉の竪穴住居等が検出されるとともに、縄文時代中期後葉～後期前葉に位置づけられる「もの送り」等の廐棄行為が行われたことが確認された。

平成18年度 III区・XV区～XVII区の調査「史跡整備発掘調査報告3」

III区は、縄文時代晩期の遺物包含層の広がりを確認するため、XV区は、XVII区西側に延びると推定される埋め立て層の広がりを確認するため、XVII区は掘立柱建物及び埋甕以外の遺構の分布状況を確認するため、XVIII区は掘立柱建物と埋甕の分布確認のために設定した。

平成19年度 III区・VII区・XVII区・XVIII区に調査「史跡整備発掘調査報告4」

III区は、縄文時代晩期の遺物包含層の広がりを確認するため、VII区は焼失住居である39号住居跡の遺存状況確認のため、XVII区は縄文時代晩期の遺構群範囲確認のため、XVIII区は縄文時代後期中葉の遺物包含層の範囲確認のために調査を実施した。

平成20年度 VII区・24Tの調査「史跡整備発掘調査報告5」

平成19年度に調査を実施した39号住居跡の剥ぎ取り及び型取りを行った。24Tは、河川跡の広がりを確認するために調査を実施した。

平成21年度 資料整理及び「史跡整備発掘調査報告6」作成

平成16～20年度に実施した調査において出土した遺構外遺物の報告及び、5カ年にわたる調査成果のまとめを行った。

第3章 整備事業に至る経過

(1) 指定に至る経過

前章の福島市工業団地造成第6期工事の中止の決定を受けるとともに、平成13年2月の調査指導委員会の指摘を受け、平成13年度に遺跡範囲が確定していない西側及び北側での範囲確認を目的とした調査を実施するとともに、平成14年1月に調査指導委員会の指導を受け、縄文時代の遺跡範囲を確定した。遺跡範囲の確定を受け、平成14年2月には、福島市は宮畠遺跡を国史跡として保存する方針を正式決定し、国史跡指定について文化庁との協議を開始した。

協議の結果、縄文時代の遺跡範囲41,719.30m²について国史跡として申請する方針が決定し、指定申請書をまとめることがなり、平成15年2月には、文部科学大臣宛てに国史跡指定申請書を提出した。平成15年5月16日には国文化審議会より国指定についての答申を受け、平成15年8月27日に国史跡指定の官報告示により宮畠遺跡は国史跡に指定された。

(2) 指定内容

史跡指定年月日 平成15年8月27日

史跡指定面積 41,719.30m²

所在地 福島市岡島字宮畠19番地ほか

土地所有状況 福島地方土地開発公社： 18,274.41m²

民有地（17名：27筆）： 20,868.00m²

国・市有地： 2,576.89m²

宮畠遺跡は、福島市に所在する縄文時代中期、後期、晩期の集落跡である。特に本遺跡の主体である晩期の集落跡は、前葉から中葉にかけてその構造が判明している。中央に広場と考えられる東西45m、南北60mの空闊地があり、それを中心に住居又は葬送に関する施設と考えられる掘立柱建物群が環状に巡り、北西側では柱痕跡が1m近くの大型のものがある。さらに外側には、埋葬施設である埋甕が群を形成して配置される。環状掘立柱建物群の北西側から竪穴住居跡、南西側から土坑墓も検出されている。西側の斜面には大量の遺物を伴う捨て場が形成されている。出土遺物では、大量の土器、石器のほかに土偶、石剣、石刀などの祭祀遺物が出土している。なお、中期の集落では、意図的に燃やした焼失住居が数多くあり、当時屋根を土で被覆していたことが判明している。

宮畠遺跡は、特に縄文時代晩期では集落構造や出土遺物から東北南部を代表する拠点的集落と考えられ、縄文時代の社会を考える上で極めて重要な遺跡である。また、集落構造全体が判明したものとしては当該地域における初めての事例である。

(3) 遺跡の概要

①縄文時代中期（約4,500～4,000年前）

発掘調査を実施した46棟の竪穴住居跡の4割以上の22棟が意図的に焼かれている（図版12）。このように、多くの竪穴住居跡が焼かれた縄文時代の集落は全国的にみても例がない。また、焼かれた竪穴住居跡と焼かれない竪穴住居跡には、規模・施設・遺物の点で違いが認められないので、焼く行為の原因は明確でないが、宮畠遺跡に特徴的な独特的の風習があった可能性が考えられる。

②縄文時代後期（約4,000～3,000年前）

中期の集落では、複式炉が東北地方南部の特徴であるが、後期の集落の敷石住居跡（図版16）の存在は関東地方との交流を示すものである。敷石住居跡の他に、竪穴住居跡、埋甕、土坑などが発見されており、3,500年前頃には敷石住居がなくなり、竪穴住居が広い範囲に存在していたことがわかっている。また、史跡指定範囲の西側は、現在は平地であるが、縄文時代後期には傾斜地となっており、縄文時代後期の集落の捨て場として利用されていた。

③縄文時代晩期（約3,000～2,500年前）

晩期の集落の大きな特徴は、掘立柱建物跡が東西45m、南北60mの範囲で環状に配列されていることである。掘立柱建物跡の中には、柱の直径が60～90cmの太い柱を用いたものもある（図版6）。環状の外側には数多くの埋甕（図版14）が存在している。

平成16年度の発掘調査では、環状エリア内の掘立柱建物跡の分布状況がほぼ明らかになり、掘立柱建物が一様に配されるのではなく、分布が薄いあるいは配されていない区域があることが明らかになった。また、確認された柱穴の中には、周囲に組み合う柱穴がなく単独の柱として存在したものもあったと考えられる。掘立柱建物の外側に位置する埋甕は、掘立柱建物の密度と相関関係をもって分布しており、掘立柱建物と埋甕が強く結びついていたことが確認されている。掘立柱建物は、幼児の埋葬に関する施設である可能性が考えられ、単独の柱も埋甕による幼児の埋葬と何らかの関係を有したものと考えられる。掘立柱建物群の西側は、縄文時代後期と同様に傾斜地であるが、やはり捨て場として利用されていた。縄文時代晩期の集落は、南東北を代表する宮畠遺跡周辺地域の拠点的集落であると考えられる。

④出土した遺物

平成10～13年度の確認調査では、677,777片の土器・石器等の遺物が出土した。土器、石器の他に、土偶や動物形土製品、石刀・石剣類などの祭祀道具など様々な遺物が出土している。中には、アスファルトがついた石鎌や、新潟県・伊豆箱根産の黒曜石で作られた石鎌、新潟県産のヒスイで作られた玉などがあり、縄文時代の人々の広域交流を物語る遺物も発見されている。

(4) 整備事業に至る経過

国文化審議会の答申を受け、府内における宮畠遺跡の保存整備に関し必要な事項の調査、検討、連絡、調整を行うため、助役（現副市長）を委員長、教育長を副委員長とし、各部長を委員とした

福島市宮畠遺跡整備検討委員会と、教育部次長を幹事長とし各部次長及び関係課長を幹事とした同幹事会を設置した（平成15年5月21日施行）。

また、今後の史跡整備計画策定のための専門的指導を受けるため、平成16年5月10日に宮畠遺跡整備指導委員会を設置し、宮畠遺跡整備事業の計画と具体的な内容の検討に取り組むこととし、平成27年8月8日の宮畠遺跡史跡公園（愛称：じょーもびあ宮畠）全面開園まで継続した。

なお、整備検討委員会及び整備指導委員会における整備事業の計画や内容検討の経過については、第4章「整備計画作成の組織及び委員会の経過」において、整備事業の経過については第5章から第9章においてそれぞれ詳述する。

（5）用地の公有化の経過

史跡指定地（41,719.30m²）は、平成16年12月の時点では、福島地方土地開発公社所有地と民地及び国・福島市がそれぞれ所有していた。

保存・活用理念の実現へ向け、史跡の保全、宮畠遺跡の情報発信と幅広い活用を図る整備を進めるため、史跡指定地内の福島地方土地開発公社所有地（A区①②：18,274.41m²）と民地（20,868.00m²）の公有化を行うこととし、民地については平成16～17年度に、土地開発公社所有地については平成18～22年度に公有化を目指すこととした。

また、現宮畠遺跡史跡公園北側公園部分の史跡指定地に隣接する北（D区：4,658m²）及び東側（C区：2,713m²）、体験学習施設が立地している敷地（B区：2,601.81m²）及びその南東側（E区：4,326m²）は、福島工業団地第6期造成予定区域として福島地方土地開発公社の所有地であったが、この土地を史跡周辺整備区域として使用するため、公有化を図るとともに、保存・活用の理念を実現するため史跡指定地と一緒にとした整備を進めることとした。



第4図 公有化概略図

地区	指定・指定外	面積 (m ²)	購入金額 (円)	購入年度
民地	指定地	20,868.00	209,150,000	平成16～17年度
A区①	指定地	7,928.79	318,744,000	平成18～21年度
A区②	指定地	10,345.62	419,446,000	平成19～22年度
B区	指定地外	2,601.81	117,515,000	平成19～22年度
C区	指定地外	2,713.00	108,077,000	平成20～23年度
D区	指定地外	4,658.00	223,237,000	平成20～23年度
E区	指定地外	4,326.60	79,550,000	平成21～24年度
計		53,441.82	1,475,719,000	

*A～E区は土地開発公社所有地であり、購入初年度に契約をしている。

*指定地外のB～E区は、契約の翌年度からの3ヶ年の分割払いとしている。

第2表 宮畠遺跡史跡公園土地公有化用地取得一覧

第4章 整備計画作成の組織及び委員会の経過

(1) 調査指導委員会及び整備指導委員会

宮畠遺跡調査指導委員会、宮畠遺跡調査協力員会議は、国史跡指定に向けた調査方法などについて指導を受けることを目的として設置したものである。平成10年度から文化庁の国庫補助事業として範囲確認調査、史跡整備を目的とした調査を実施しており、平成10年6月3日から平成15年2月20日まで調査方法や遺跡の性格等についての指導を受けている。

① 調査指導委員会

- 委員長 工藤雅樹（考古学 福島大学）
委員 目黒吉明（考古学 福島県考古学会長）
委員 山本暉久（考古学 財團法人かながわ考古学財團）
委員 辻誠一郎（環境史 古生態学 国立歴史民俗博物館）
委員 浅川滋男（建築史 奈良国立文化財研究所）
委員 岡田康博（考古学 青森県教育庁文化課三内丸山遺跡対策室）

② 調査協力員会議

調査協力員については下記の者を委嘱している。

- 調査協力員 鈴鹿良一（財團法人福島県文化センター）
調査協力員 藤原紀敏（福島県立博物館）
調査協力員 仲田茂司（元三春町教育委員会）

③ 整備指導委員会

平成15年8月の国史跡指定を受け、平成16年5月10日より宮畠遺跡調査指導委員会要綱を策定し、宮畠遺跡の保存・整備・活用に関し、専門的な指導・助言を受けるため宮畠遺跡整備指導委員会を設置し、委員を委嘱した。

- 委員長 田中 哲雄（史跡整備 元東北芸術工科大学）
委員 岡村 道雄（考古学 元国立文化財機構奈良文化財研究所）
委員 鈴鹿 良一（考古学 元福島県文化振興事業団福島県文化財センター白河館）
委員 辻 誠一郎（環境史 古生態学 東京大学大学院）
委員 高妻 洋成（保存科学 国立文化財機構奈良文化財研究所）

また、整備専門委員として、下記のものを委嘱している（平成20年8月より）

- 専門委員 浅川 滋男（古建築 公立鳥取環境大学）～平成21年3月17日まで
専門委員 臨谷草一郎（保存科学 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）
専門委員 小林 啓（保存科学 福島県文化振興事業団）

平成16年 7月 1日	平成16年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成16年10月15日	平成16年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成17年 2月21日	平成16年度第 3回宮烟遺跡整備指導委員会
平成17年11月11日	平成17年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成18年 2月14日	平成17年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成18年 3月25日	平成17年度第 3回宮烟遺跡整備指導委員会
平成18年 8月 9日	平成18年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成18年11月18日	平成18年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成19年 1月30日	平成18年度第 3回宮烟遺跡整備指導委員会
平成19年 8月27日	平成19年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成19年12月21日	平成19年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成20年 3月11日	平成19年度第 3回宮烟遺跡整備指導委員会
平成20年 9月 3日	平成20年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成21年 1月23日	平成20年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成21年 6月18日	宮烟遺跡環境整備事業にかかる協議
平成21年 6月26日	平成21年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成21年10月 5日	平成21年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成22年 1月27日	平成21年度第 3回宮烟遺跡整備指導委員会
平成22年 3月17日	平成21年度第 4回宮烟遺跡整備指導委員会
平成22年10月 1日	平成22年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成22年12月10日	平成22年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成23年 3月 3日	平成22年度第 3回宮烟遺跡整備指導委員会
平成23年 8月29日	平成23年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成24年 1月10日	平成23年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成24年 2月28日	平成23年度第 3回宮烟遺跡整備指導委員会
平成25年 2月 1日	平成24年度宮烟遺跡整備にかかる現地指導
平成25年 3月12日	平成24年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成26年 1月22日	平成25年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成26年 1月28日	文化庁の宮烟遺跡整備にかかる現地指導
平成26年 2月27日	平成25年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成26年 7月22日	平成26年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会
平成26年11月 6日	平成26年度第 2回宮烟遺跡整備指導委員会
平成27年 1月29日	平成26年度第 3回宮烟遺跡整備指導委員会
平成27年10月19日	平成27年度第 1回宮烟遺跡整備指導委員会

第5章 整備事業計画

(1) 整備基本構想

宮畠遺跡の整備については、福島市のまちづくり方針「市民協働によるまちづくり」にもとづき、平成15年度に宮畠遺跡史跡整備活用市民懇談会（以下整備活用市民懇談会）及び宮畠遺跡学校教育活用懇談会（以下学校教育活用懇談会）を設置した。また、宮畠遺跡整備指導委員会においても整備の基本方針について協議を行い、平成16年度に整備基本構想の策定を行った。

①整備活用市民懇談会

整備活用市民懇談会は、宮畠遺跡が所在する東部地区選出委員5名と公募委員5名の計10名で構成し、平成15年度に2回、平成16年度に3回の懇談会を開催した。懇談会では宮畠遺跡の魅力と可能性、市民との協働による宮畠遺跡の整備と活用のあり方について検討を進めた。

宮畠遺跡の魅力については、「自然の中の遺跡」、「阿武隈川が近い遺跡」、「野菜産地に近い遺跡」、「3期にわたる縄文むら」、「縄文時代の謎」、「太い柱」、「周辺の伝統・風習・民話」、「周辺の観光資源」等があげられた。

これらの宮畠遺跡の魅力と可能性をもとに、「地域の環境・特性を活かした整備・活用」、「継続的な誘客が図れる体験型整備」、「他の観光資源との回遊性」、「特徴ある史跡公園」をテーマに、整備・活用を進めるよう提言がまとめられた。

②学校教育活用懇談会

学校教育活用懇談会は市内小中学校教員10名で構成し、平成15年度に3回、平成16年度に5回の懇談会を開催した。懇談会では整備前の段階での学校教育活用の方法や整備後の学校教育活用で求められる整備のあり方について検討を進めてきた。

宮畠遺跡学校教育活用の手引き

学校教育活用懇談会では、市内小中学校において、宮畠遺跡を活用した学習を教育計画に取り入れるため、「宮畠遺跡学校教育活用の手引き」を作成した。

内容は、小学校の活用事例10例と中学校の活用事例5例、小学校の実践報告2例などを掲載したもので、教育委員会作成の宮畠遺跡と市内の縄文時代に関する情報、貸し出し可能な縄文体験の道具をまとめており、平成16年12月に市内小中学校に配布し、宮畠遺跡における見学学習で活用を図った。

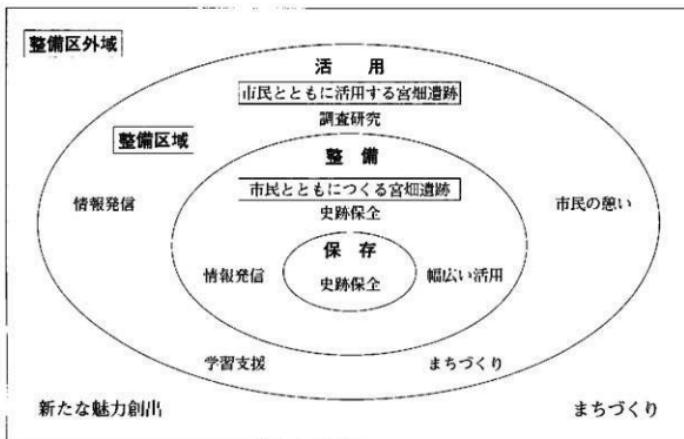
③基本構想の理念

1. 我が国の歴史を考える上で欠くことのできない、国民共有の財産として保存し、後世に伝えるとともに、縄文時代の調査研究の核とする。
2. 福島市を代表する文化遺産として、郷土の歴史・文化・伝統に関する情報発信の核として位置付ける。

3. 福島市民の財産として、市民協働による史跡整備と運営により、まちづくり・地域づくりの場とともに、学校教育で目標とする生きる力を育成する場としての活用を図る。

4. 福島市民の文化的活動及び憩いの場とする。

以上4つの保存・活用の理念を定めるとともに、整備活用市民懇談会、学校教育活用懇談会で提案された意見をもとに、史跡指定地だけでなく、周辺の特性・特徴を活かすため広域的なエリアの設定を行い、以下に述べるエリアを設定し、整備・活用を進めることとした。



第5図 基本構想模式図

④整備区域（第6図）

整備の方向性を実現するために、整備区域として史跡指定範囲41,719.30m²とともに、史跡周辺の福島地方土地開発公社所有地14,299.30m²を設定し、それぞれの区域を史跡保存地域、周辺整備地域とした。それぞれの地域には、さらに下記の地区を設定し、幅広い活用が図られるように相互の関連を図った整備を進めていくこととした。

i) 史跡保存地域

ア) 集落復元地区

縄文時代中期・後期・晩期の集落が確認された地区に縄文時代の集落の風景を復元する。宮畠遺跡では、同じ区域で縄文時代中期から晩期の内容が異なる集落が確認されているが、集落全体の内容が明らかになっている縄文時代晩期の集落を、掘立柱建物、埋甕等の遺構復元及び集落の明示により、体験的(視覚的)に理解できるようにする。縄文時代中期・後期の集落については、その全体像が明らかでなく、集落復元が部分的な復元になってしまうこと、縄文時代

晩期の集落風景に影響を及ぼすことが考えられるため、集落の復元は行わないことにする。ただし、宮畠遺跡を理解する上で、3時期の集落が営まれていたことは重要な要素のため、縄文時代晩期の集落風景に影響を及ぼさないゾーニング、手法の採用により、ガイダンスでの展示と連携を図りながら、縄文時代中期・後期の集落の特徴を利用者へ伝える明示をする。

ア) 環境復元・多目的活用地区

環境復元・多目的活用地区では、縄文時代後期から晩期にかけて、集落復元地区の北側の低地を河川が西流していたことが確認されており、縄文時代晩期には河川に水場を構築している。集落復元地区での縄文時代晩期集落とともに河川と水場を復元し、花粉分析結果による縄文時代晩期の集落周辺の植生を復元することにより、縄文時代晩期に暮らした人々と自然との関係を伝えていくこととした。

また、環境復元により、縄文時代の食物の情報を発信する場、昆虫や生き物の観察の場としても活用することが可能と考えている。

環境復元・多目的活用地区の東側及び北側の周辺整備地域は、史跡指定地と一緒にとした環境復元整備をする計画であるが、史跡周辺地域の特性と連携した多目的な活用を図るとともに、臨時的な駐車場などの機能も持たせていくこととした。また、整備により広々とした空間が創出されるが、この空間は、まちづくり事業等での活用や、文化的活動、憩いの場として活用が図れるよう整備を進める。



第6図 整備区域ゾーニング

イ) 環境修景地区

環境修景地区と設定する地域は、これまでの調査では、縄文時代晩期には集落が営まれていない可能性が高い地域である。縄文時代後期には、堅穴住居や敷石住居等の遺構が存在する地域と土器捨て場として利用された湿地状の地形が存在したと考えられる。この地区は、基本構想策定時には発掘調査が十分に進んでいないが、将来、宮烟遺跡の集落全体を解明するための情報を備える箇所にある。そこで、将来の宮烟遺跡解明のための発掘調査に備えるため、遺構を保全する地域とする。

ii) 周辺整備地域

ア) ガイダンス地区

集落復元地区及び環境修景地区に隣接する南側の史跡指定地外の区域をガイダンス地区として整備する。現代から史跡指定地内の縄文時代の風景へタイムスリップする期待感を高め、宮烟遺跡の魅力・史跡周辺の環境を伝えるガイダンス機能を備えた施設を整備する。この施設は、展示のみならず、体験活動等により宮烟遺跡の魅力を五感により理解できる機能も整備し、利用者の多様なニーズに対応していくこととした。

また、ガイダンス地区には、史跡管理・運営・調査研究の拠点機能も併せて整備し、史跡の効果的な管理・運営を図っていくこととした。

イ) 駐車場・便益地区

駐車場地区は、ガイダンスと市道をはさんだ位置にある地区を主要な駐車場として整備する。史跡指定地内と一体となった整備により、縄文時代の風景を損なわないように配慮する。

(2) 整備基本設計（図版3・4、図7～10）

基本設計はプロポーザル方式により業社を選定し、平成17年度に大建設計・鈴木設計設計共同体に委託している。基本構想（平成16年度）では、園内を5つのエリア（集落復元地区、環境復元・多目的活用地区、環境修景地区、ガイダンス地区、駐車場便益地区）に分けて保存・整備・活用の指針を定めたが、基本設計でも同様のエリア区分を用いている。基本設計では、導線計画、空間構成、景観構成にも配慮し、史跡整備の全体計画、便益施設の配置、ガイダンス・展示施設整備、整備工事費用の概算計画などを策定した。

①集落復元地区（第8図）

宮烟遺跡の史跡指定範囲を対象とする地区である。発掘調査に基づく集落復原や遺構展示によって、宮烟遺跡の当時の様子を具体的に見学、体験する事が可能なブロックであり、下記のようなコンセプトに基づく。

- ・縄文時代中期・後期・晩期の3時期の集落が存在する宮烟遺跡の重層性

- ・晩期の集落の主要構成要素である掘立柱建物と埋甕（幼児の墓）

集落復元地区的中央部は、縄文晩期の集落を空間的に再現しつつ、それぞれの遺構を忠実に復



第7図 基本設計全体計画

元展示する。[掘立柱建物4棟、大型やぐら1棟、晩期の竪穴住居1軒]

- ・後期の集落を代表する敷石住居の展示 [敷石住居1基]
- ・中期の集落を代表する竪穴住居(49号)の復元と焼失住居の様相 [中期の竪穴住居1軒]
- ・園路の整形による集落領域の明示
- ・屋外展示 [覆屋を伴う土器捨て場] [埋堀3箇所]

②環境復元・多目的活用地区 (図版4)

発掘調査により縄文時代の川の跡が見つかっており、史跡指定区域を含む地区である。また、様々なイベントが可能な広場としての活用を想定している。

- ・遺物包含層の河川と河畔林の復元
- ・小規模なイベントに対応できるスペース
- ・河川跡の復元による水景施設の整備

③環境修景地区

これまでの調査では、縄文時代晩期の集落は確認されていない区域であり、将来の宮畠遺跡解明のための発掘調査に備えるため、遺構を保全する地域とする。

④ガイダンス地区 (第9、10図)

ガイダンス施設は、宮畠遺跡を見学・体験する来訪者に総合的なガイダンスを行うことを目的としたものである。基本設計時点のガイダンス施設では、2階部分に常設展示室、企画展示室が位置するという構成となっている(実施設計では2階に部屋は設けない構成に変更)。ガイダンス施設



第8図 基本設計構造展示計画

は下記のようなコンセプトに基づいている。

ア) 文化的観光資源 → 展示施設の整備

- ・エントランスホールに至る風除室は、施設紹介を兼ねた導入展示とする。
- ・遺跡から発掘された土層剥ぎ取りを大きな壁面にそのまま展示する。
- ・展示室スペースを2階に集約する。

イ) 多様な事業展開の場 → ガイダンス施設、史跡公園

- ・ガイダンス施設と史跡公園はそれぞれ別の導線を設け、一方だけでも見学することができるようとする。

ウ) 市民活動の場 → 市民多目的ギャラリー

- ・市民による企画展の種類により、スペースを可変できるようにする。多種多様な市民活動の発表の場として使用する。

エ) 体験・学習の場 → ガイダンス施設

- ・敷地の隣接地に体験広場を設け、屋外の体験学習や団体の集合場所として利用する。
- ・縄文工房、多目的ホールは可動間仕切りにより、一体の空間として利用することができる。多様な学習用途に対応するため、体験広場とも一体で利用できるようにする。

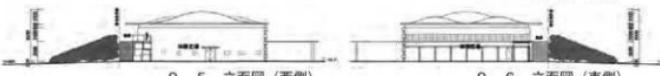
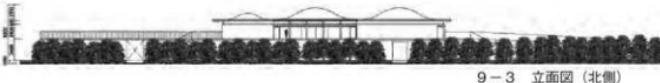
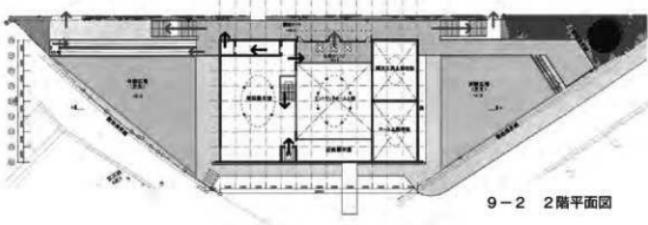
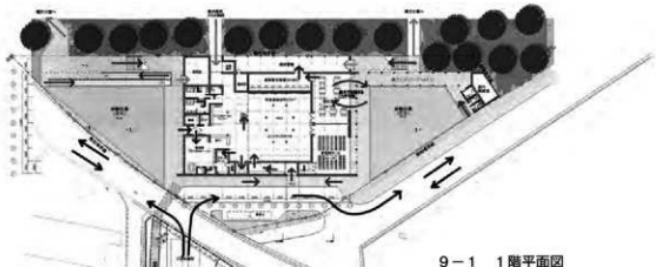
オ) 市民の憩いの場 → 共用スペースの確保

- ・2階の休憩ラウンジ、展望デッキからは、史跡公園の景観を眺めることができる。
- ・ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者や車いす利用者にも配慮し、エレベーター

でも利用しやすい施設整備を行う。

カ) 宮畠遺跡を特徴づける独創的な場 → 本造大屋根

- ・福島市民が誇りと愛着を持てるような世界に一つしかない、独創的な空間づくりを目指す。エントランスホールや展示室を訪れる来館者の気持ちを高揚させる、異空間を思わせる形状とする。
- ・木材は、人や環境にやさしく、21世紀の材料として注目され、周囲の環境にも馴染みやすく、今回の計画では最適な材料である。



9-6 立面図（東側）

第9図 基本設計ガイダンス施設平面図・立面図

⑤駐車場便益地区

ア) 南側駐車場

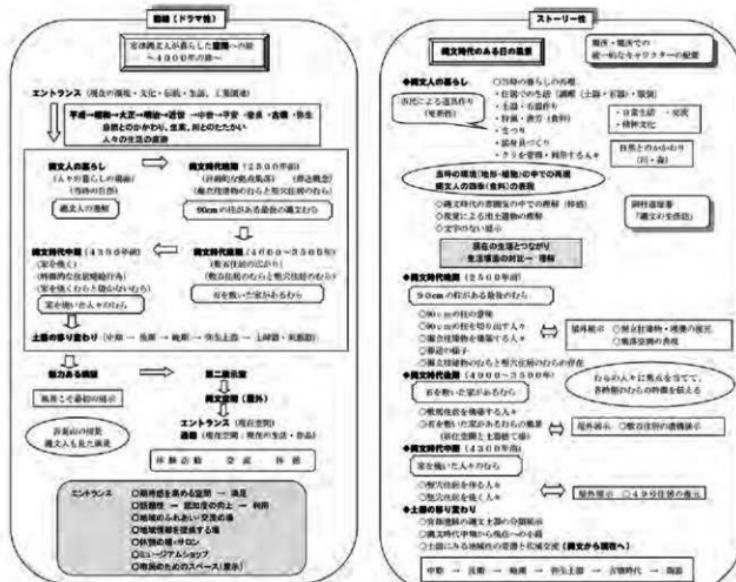
- ・ガイダンス施設へのアクセスの利便性を考慮した駐車場を配置する。
- ・景観を阻害しないような場所を選定し、修景上も調和するような配慮をする。
- ・小中学校や団体などの大型バスや身障者の駐車スペースも十分に確保する。

イ) 北側駐車場

- ・南側駐車場を補完しつつ、北側区域のアクセスの利便性を考慮した駐車場を配置する。

ウ) 便益施設

- ・屋外での体験学習、広場でのイベント時などに必要な補完施設やサポート用設備など、必要に応じて適宜施設する。
- ・四阿、水飲み場、手洗い場、園路灯、街灯
- ・管理、緊急用道路、一般車などの進入を制限するための管理ゲート、また、夜間利用時の照明など史跡管理上必要な施設を適宜設置する。



第10図 ガイダンス施設 コンセプト

⑥緑化計画

縄文時代の集落の自然景観については発掘調査時の科学分析などによってコナラ、クリ、カエデ、クルミ、トネリコ、アサダなどの樹種の存在が判明しているが、他遺跡での科学分析成果なども参考にして、縄文時代の落葉広葉樹林のイメージに近くなるような樹種の選定を行った。

○高木

イタヤカエデ ウリハダカエデ オニグルミ ハウチワカエデ カシワ キハダ クリ ケヤキ
コナラ コブシ サクラ シラカシ トチノキ トネリコ ハンノキ

○低木・地被類

アジサイ カンツバキ クチナシ サンショウ ジンチョウゲ ドウダンツツジ トサミズキ
ナワシログミ ヒラドツツジ イヌガヤ ユキヤナギ ユスラウメ レンギョウ

○草本類

イカリソウ オオバコ キキョウ ゲンノショウコ チガヤ ヒガンバナ ホワイトクローバー
ヨモギ

(3) 整備実施設計

平成16年度の基本構想、平成17年度の基本設計をもとに、各事業発注のための実施設計を策定しているが、その内容は第3表のとおりである。これらの実施設計に基づき平成19年度から造成・造園工事、平成21年度から縄文時代の景観復元整備、平成23年度から環境復元・多目的活用地区整備工事、平成24年度から体験学習施設整備工事を行っている。

体験学習施設屋内展示実施設計については、透明性・客觀性を確保した設計者選定を実施するため、また、福島市の展示方針に基づく質の高い展示を具現化するとともに、展示設計の実績や設計能力を審査するため、プロポーザル方式とした。プロポーザルにあたっては、①展示理念、②来園者とコミュニケーションする展示のあり方、③屋外展示と屋内展示の補完、④市民との協働による展示運営等についての技術提案書の提案を受け、ヒアリングを行い、審査会において選定業者を決定した。

その後、選定業者（㈱トータルメディア開発研究所）と業務を締結し、設計図（展示作成、什器、模型、複製、グラフィック、映像）、予算案、工程案、メンテナンス計画等の製作を委託した。

また、体験学習施設実施設計については、基本設計では2階に展示室が位置する建築計画としていたが、1階部分のみで導線が集約するよう1階部分のレイアウトを見直し、1階部分に展示室を設けることで方針を変更し、実施設計を作成した。